

【概要版】

あんしんいきいき プラン 21

第九次長野市高齢者福祉計画
第八期長野市介護保険事業計画

2021-2023

(令和3年度-令和5年度)



幸せ実感都市『ながの』
～“オールながの”で未来を創造しよう～

長野市

はじめに



現在、我が国では、人口減少が進むとともに、人生100年時代と言われる高齢化の波が大きく広がっており、本市においても、このような傾向が今後も続くことが想定されます。

本市の行政運営の指針である第五次長野市総合計画においては、まちの将来像を「幸せ実感都市“ながの”」と定め、人にやさしく人がいきいきと暮らすまちを目指しています。また、介護保険制度が創設された平成12年からは、高齢者福祉計画と介護保険事業計画を「あんしんいきいきプラン21」として一体化し、高齢者の福祉及び介護保険事業を総合的に進めるための計画として策定してまいりました。

近年は、医療や介護を必要とする人の増加に加え、高齢者を取り巻く社会全体の変化による様々な課題が生じており、さらには、災害や感染症への対応なども求められています。これらの課題の解決に向け、本計画では、国の基本指針を踏まえ3つの重点項目を新たに定め、4つの基本的な政策目標から各事業へと展開していく施策体系としました。これらの事業・施策により、だれもが可能な限り、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、保健・介護予防、生活支援が切れ目なく一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進を図ってまいります。

本計画の策定に当たっては、長野市社会福祉審議会と同老人福祉専門分科会において、1年間にわたり御審議いただきました。また、アンケート調査や市民意見募集（パブリックコメント）を通じ、市民、関係機関、サービス提供事業者等の様々な立場の皆様から多くの貴重な御意見・御提案をいただきました。

本計画の策定に御協力を賜りました皆様に心より感謝申し上げます。

令和3年4月

長野市長 加藤 久雄

I 総論

1. 計画策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

いわゆる「団塊の世代」の全ての人が高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年のみならず、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22（2040）年を見据えて、高齢者を取り巻く状況等の変化を踏まえ、高齢者が健康でいきいきと生活し、介護が必要となっても安心して生活できるよう「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。さらに、高齢者はもとより、障害者（児）・子ども等の様々な分野の課題について一体的に対応し、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくため、「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めていきます。併せて、高齢者数の推移や長野県医療計画等を踏まえ、中長期的な介護サービス見込量及び保険給付費並びに、介護保険料の水準を推計し、本計画に反映します。

人生100年時代を見据えた新しい高齢者の定義についての共同宣言

75歳以上を「高齢者」と呼びましょう

65歳からは人生の「全盛期」であり、健康寿命を延伸し、年齢にかかわらず希望と意欲が湧き、自分らしく活躍することができる社会の実現を目指します。

平成30年9月21日

長野市長 加藤 久雄

松本市長 菅谷 昭

(2) 計画の基本的性格

■第九次長野市高齢者福祉計画

長寿社会が抱える高齢者福祉課題に対し、本市の目指すべき基本的な政策目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を示しています。

■第八期長野市介護保険事業計画

介護保険法の基本理念を踏まえて、要介護者等に対して必要な介護サービス等を定め、本市が保険者として介護保険事業を運営するための計画です。なお、本計画に基づき、第1号被保険者の保険料額の算定を行いました。

(3) 計画の期間

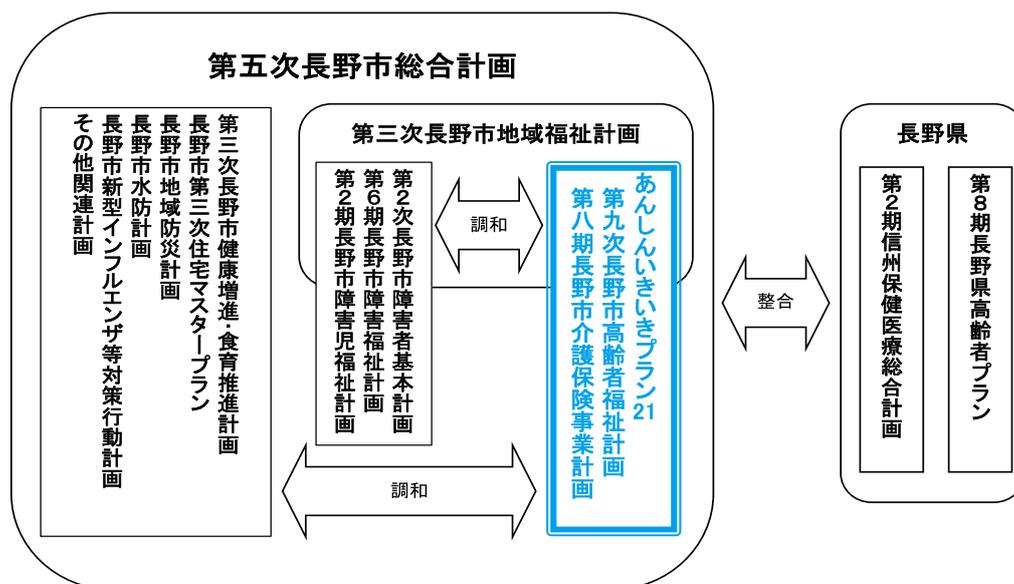
令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据え、令和3（2021）年度を初年度とし、令和5（2023）年度を目標年度とする3か年計画とします

	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
第八次・第七期	計画期間					
第九次・第八期				計画期間		

(4) 計画の位置付け

本市のまちづくりの指針である「第五次長野市総合計画」に基づき、地域福祉推進の指針である「第三次長野市地域福祉計画」、健康づくりの指針である「第三次長野市健康増進・食育推進計画（ながの健やかプラン 21）」など様々な計画と連携しながら、本市の財政状況を踏まえて、高齢者が地域で住みやすい社会を築きます。また、新たに策定される「長野県老人福祉計画・第八期介護保険事業支援計画（第8期長野県高齢者プラン）」などとの整合を図ります。

また、本計画では頻発する災害や感染症に対し、「長野市地域防災計画」、「長野市水防計画」、「長野市新型インフルエンザ等対策行動計画」等に基づき対応します。



(5) 計画の進捗管理

計画の実施状況については、毎年度長野市社会福祉審議会において進捗管理（外部点検）を行うほか、個別の事業について「計画・実行・検証・改善」を繰り返す（PDCAサイクル）という自己点検等を行いながら事業を実施します。また、進捗管理には指標や事業実績はもとより、各種データ等を併せて利活用することで、改善へ向けた取組へ反映することとします。

このことにより、市民ニーズの変化、高齢者を取り巻く社会の動向、高齢者福祉制度及び介護保険制度の改正に応じるとともに、弾力的かつ適正な事業運営に努めます。

(6) 計画の推進のための基本姿勢

高齢化の進行と多様化する高齢者福祉・介護保険サービス需要に対応するためには、計画推進のための基本姿勢を定め、各種施策を実施していくことが必要です。

様々な場面における連携を強化あるいは充実させ、計画を円滑かつ柔軟に実施していきます。

- 保健・医療・福祉の連携強化
- 地域における連携支援体制の充実
- サービスの質の確保と向上
- 民間活力、多様なサービス提供主体の参入促進
- 情報提供体制の充実と情報の公表と公開

2. 高齢者を取り巻く現状と将来の見通し

(1) 人口の状況及び推計

本市の総人口は、令和2（2020）年10月1日現在374,273人、このうち65歳以上の高齢者人口は111,337人で、総人口に占める割合（高齢化率）は29.7%となっており、平成27年から5年間で2.1ポイント増加しています。

■年齢別人口及び割合の推移

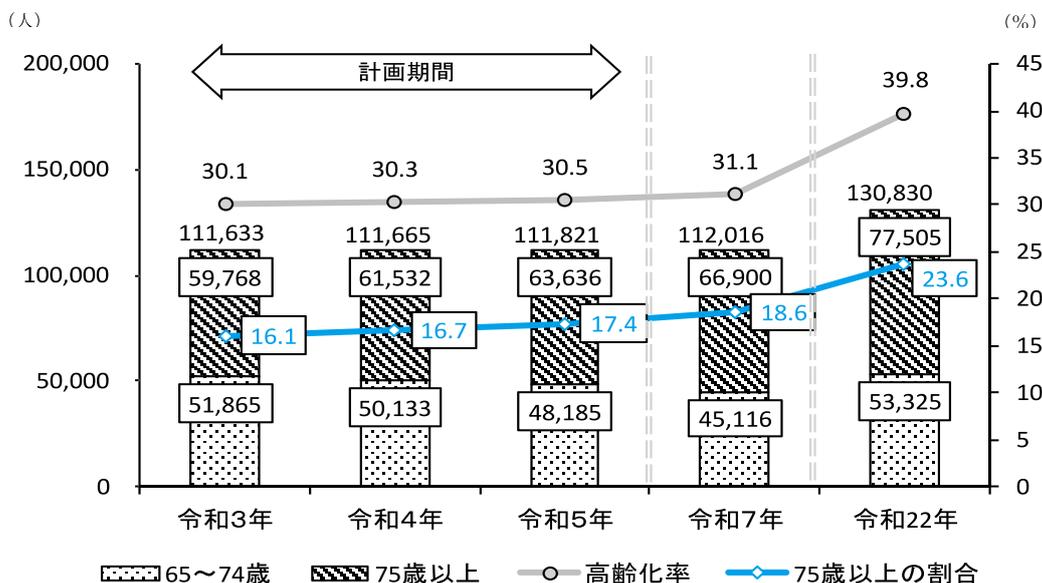
	第七次・第六期			第八次・第七期			増加率
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
総人口（A）	383,639	382,249	380,593	378,351	376,104	374,273	▲2.4%
0～14歳（B）	50,813	49,919	48,995	47,973	46,855	45,838	▲9.8%
割合（B÷A）	13.2	13.1	12.9	12.7	12.5	12.2	▲1.0P
15～64歳（C）	226,857	224,465	222,580	220,557	218,744	217,098	▲4.3%
割合（C÷A）	59.1	58.7	58.5	58.3	58.2	58.0	▲1.1P
40～64歳	127,803	127,337	127,241	127,038	126,888	126,656	▲0.9%
65歳以上（D）	105,969	107,865	109,018	109,821	110,505	111,337	5.1%
割合（D÷A）	27.6	28.2	28.6	29.0	29.4	29.7	2.1P
65歳～74歳（E）	51,402	52,077	51,937	51,461	50,882	51,076	▲0.6%
割合（E÷D）	48.5	48.3	47.6	46.9	46.0	45.9	▲2.6P
75歳以上（F）	54,567	55,788	57,081	58,360	59,623	60,261	10.4%
割合（F÷D）	51.5	51.7	52.4	53.1	54.0	54.1	2.6P

※資料：長野市企画課統計資料より引用（各年10月1日現在）

計画期間における人口を推計すると、計画の最終年度である令和5（2023）年には高齢者数が111,821人、高齢化率が30.5%となることが見込まれています。

また、団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年には、前期高齢者が更に減少する一方で、後期高齢者数が66,900人になると推計されており、いわゆる団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22（2040）年には、前期高齢者が再び増加するとともに、後期高齢者も増加し、高齢化率が4割近くになると推計されています。

■計画期間中の高齢者数（高齢化率）の推計

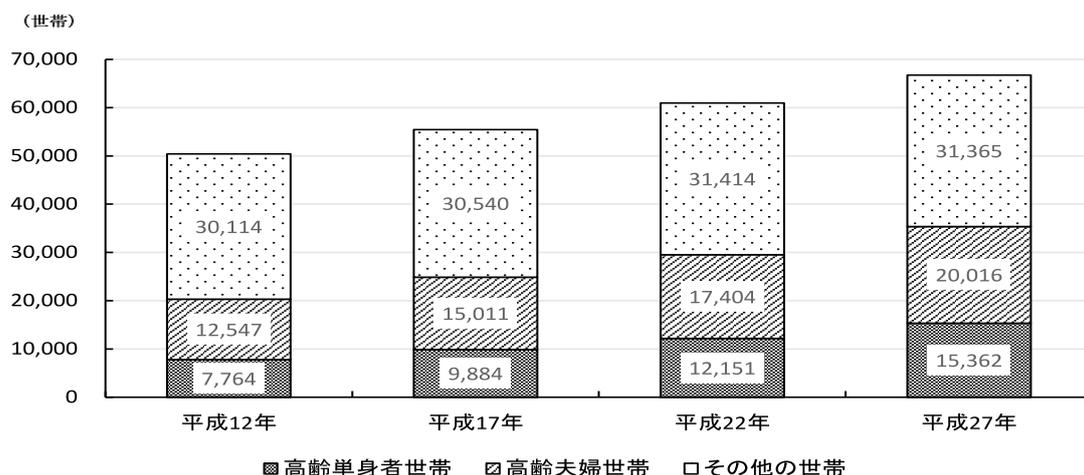


(2) 高齢者世帯の状況

高齢者の増加に伴い、65歳以上の高齢者の親族がいる世帯は増加し続け、平成27年度は66,743世帯となっています。

特に高齢者の単身者世帯及び高齢夫婦世帯が大きく増加しており、平成22年から5年間で、高齢単身者世帯で3,211世帯(26.4%)、高齢夫婦世帯で2,612世帯(15.0%)増加し、高齢者のいる世帯の半数以上を占めるまでになっています。

■世帯構成別高齢者世帯数の推移



※ 高齢夫婦世帯：夫65歳以上妻60歳以上の夫婦一組のみの一般世帯

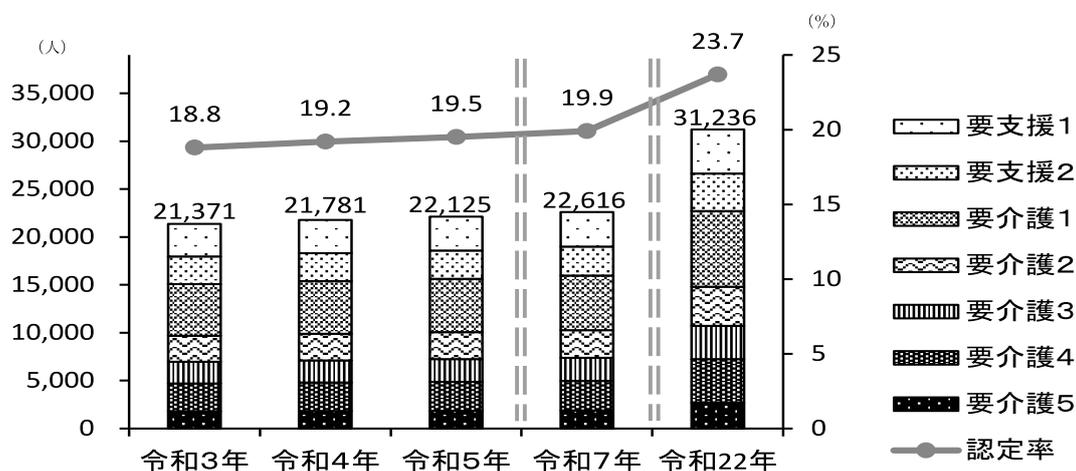
資料：国勢調査（各年10月1日現在）。平成17年以前は、合併前町村分を加えた数値

(3) 要支援・要介護認定者数の推計

年齢別・男女別の認定率に高齢者数の伸びを加味し、計画期間における要支援・要介護認定者数を推計しました。

認定率の高い後期高齢者数の増加に伴って要支援・要介護認定者数及び認定率は増加し、令和5(2023)年で22,125人、令和7(2025)年で22,616人となり、令和22(2040)年には3万人を超える認定者数になると推計されています。

■要支援・要介護認定者数の推計



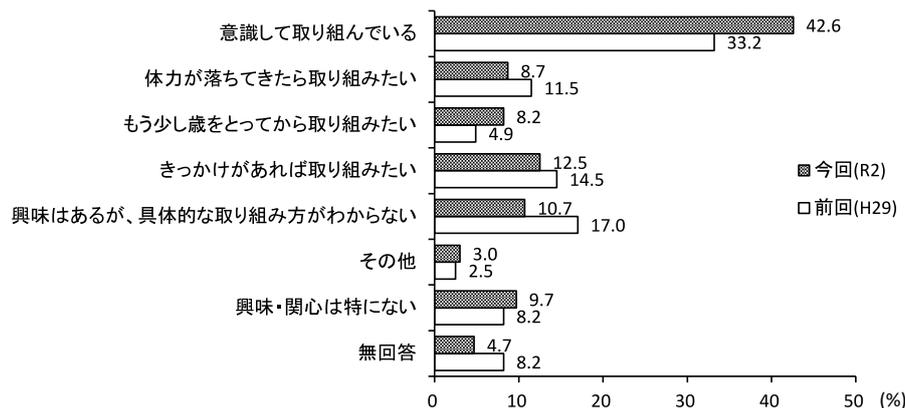
3. 高齢者の意識等

(1) 介護予防への取組

介護予防への取組状況については、「意識して取り組んでいる」の割合が42.6%で最も高く、前回と比べて大幅に増加しています。

一方、「興味はあるが具体的な取り組み方がわからない」の割合は減少しており、介護予防への意識や取組が浸透してきている状況がうかがえます。

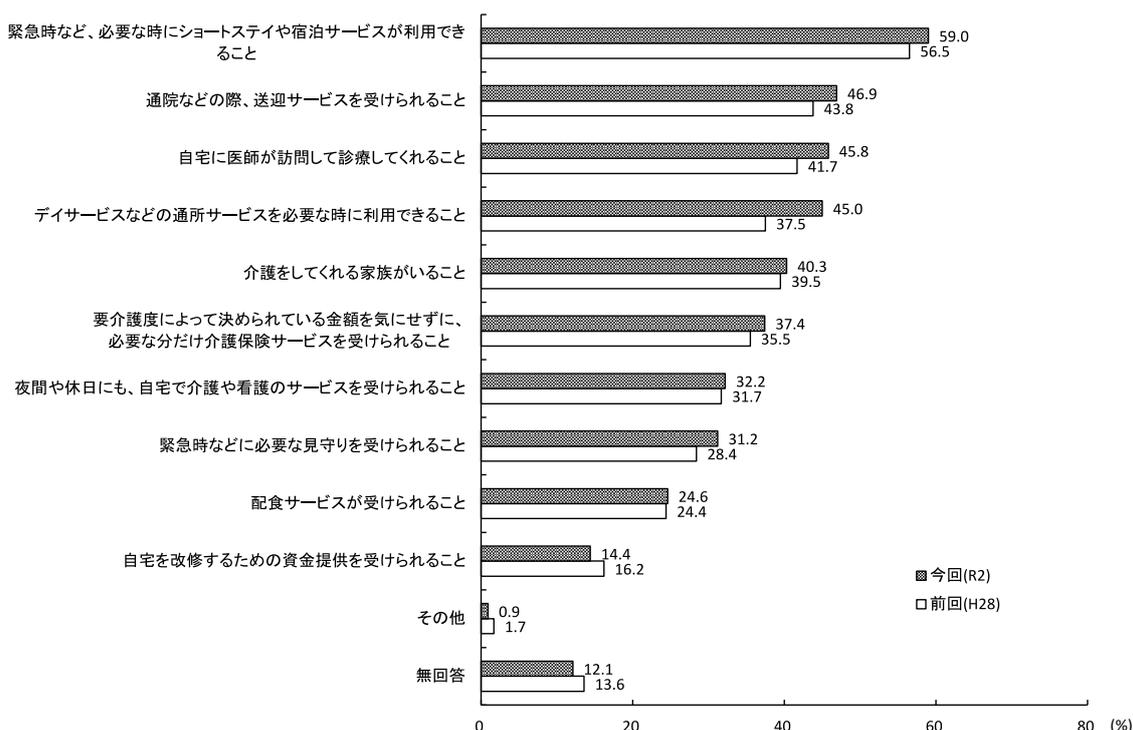
■介護予防への取組について（シニア一般調査）



(2) 在宅サービスについて

自宅で暮らし続けるために必要な支援について、「緊急時など、必要なときにショートステイや宿泊サービスが利用できること」が最も高く、次いで「通院などの際、送迎サービスを受けられること」、「自宅に医師が訪問して診療してくれること」と続いています。

■自宅で暮らし続けるために必要な支援（要介護・要支援認定者等実態調査）



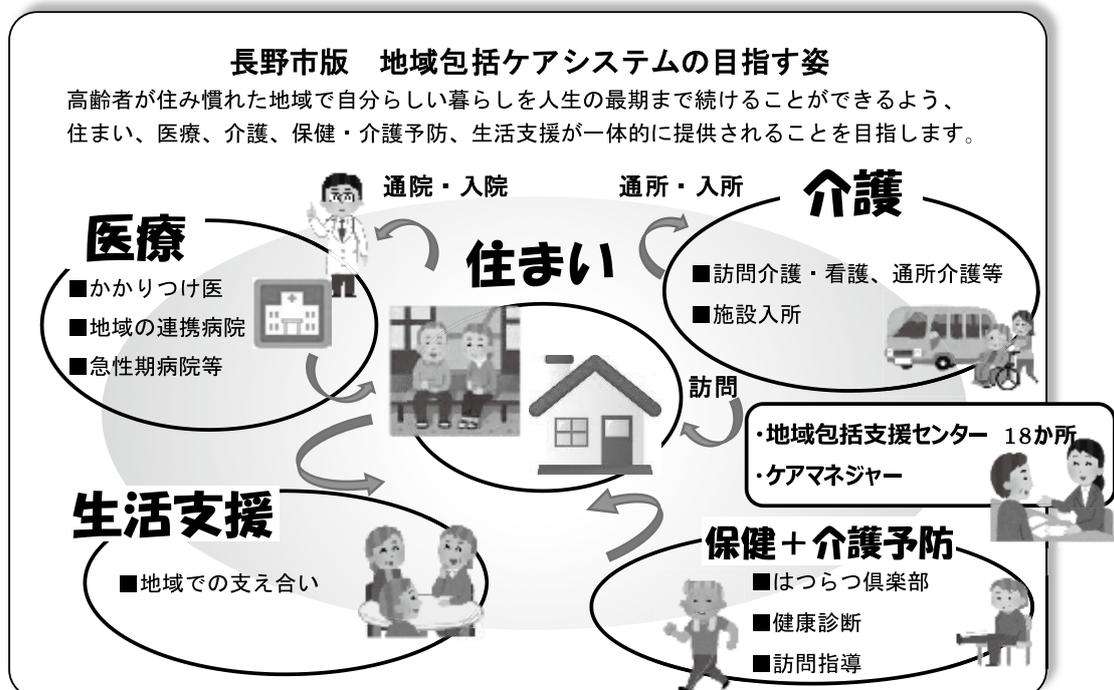
4. 基本理念、重点項目及び基本的な政策目標

(1) 基本理念

本計画では、これまでの理念の方向性を継承しつつ、頻発する災害や感染症などの社会情勢の変化や上位計画、関連計画が目指す方向性を踏まえ、「住み慣れた」、「支え合い」、「健やか」、「生きがい」、「安心」をキーワードとして捉え、基本理念を以下のとおりとします。

住み慣れた地域で支え合い
自分らしく 健やかで 生きがいを持って
安心して 生活できるまち “ながの”

高齢者を取り巻く課題の解決に向けては、「地域包括ケアシステム」の概念を抜きに考えることはできません。長野市が目指す「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、保健・介護予防、生活支援が切れ目なく一体的に提供される体制のことです。その推進に当たっては、多様化する地域の実情に沿ったまちづくりと連動し、行政はもとより住民や事業者をはじめとする様々な主体が、適切な役割分担の下で取り組む必要があります。



(2) 重点項目

本市における高齢者施策にかかる課題を解決し、本計画の基本理念を実現するために、国の基本指針に基づき3つの重点項目を定め、取り組んでいきます。

I フレイル予防や介護予防・健康づくり施策の充実、推進

できるだけ健康でいきいきと暮らし続けられる長寿社会を実現するためには、この理念を踏まえ、一人ひとりが主体的にフレイル予防や介護予防・健康づくりに取り組むとともに、地域社会全体でこれらを推進していくことが重要です。要介護状態になってからではなく、その前の段階の介護予防に着目した多様な取組を充実させるとともに、市民の健康づくりを支える保健事業と一体的に進めることにより、大きな効果を得られるよう取り組みます。

II 認知症施策の推進「共生」と「予防」

誰もが認知症になる可能性があるとの認識のもと、発症の時期やその進行をできるだけ遅らせるための「予防」としての対応と、認知症があっても身近な人たちからのサポートを受けながら、生きがいと希望をもって住み慣れた地域で暮らし続けられる「共生」の観点から、これらを車の両輪にたとえ、補完しあいながら相乗的な効果を生み出せるよう取り組む必要があります。

「予防」については、本人や家族などができるだけ早い段階で認知症の芽に気づき、専門家の支援を受けることができるよう取り組みます。

また、「共生」の観点では、認知症に対する理解を深め、認知症の人やその家族をサポートする認知症サポーターの養成などを強化するとともに、認知症やその家族の集いの場である認知症カフェを充実・拡大させ、地域の企業とも連携した「チームオレンジ」の創設を進めるなど、認知症の人を支える地域づくりを進めます。

III 令和7(2025)年、令和22(2040)年を見据えた持続可能な基盤整備

団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年に向けて、介護ニーズが高くなるとされる85歳以上人口が、急速に増加することが見込まれます。

今後、要介護認定者数の増加も見込まれることから、施設・居住系サービスの適正化を図りながら、介護・福祉現場での人材確保に努めるなど、高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、持続可能なサービス基盤、人材基盤の整備に取り組みます。

(3) 基本的な政策目標

本計画の基本理念を実現するために、高齢者福祉及び介護保険事業の各分野において様々な施策を実施する必要があります。各分野の施策を総合的に実施していくため、4つの基本的な政策目標を定めます。

1 生きがいづくりと健康づくりの推進

～積極的に社会活動に参加し、自分らしく生きがいをもって
健やかに暮らしていくことができるように～

2 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

～住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように～

3 安心して介護サービスが受けられる環境づくりの推進

～必要な介護サービスを安心して適切に受けることができるように～

4 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

～安心して総合的な介護サービスが提供できるように～

(4) SDGsの達成について

本市では、国の「持続可能な開発目標（SDGs）実施方針」の趣旨を理解し、SDGs達成に向けた取組みを推進します。

SDGsの推進により、今の市民も未来の市民も住みよい持続可能なまちづくりを実現します。

第五次長野市総合計画においては、各施策をSDGsの定める17のゴールと関連付けており、本計画は第五次長野市総合計画と整合を図っていることから、本計画の目標を実現することで、17のゴールのうち、「すべての人に健康と福祉を」、「生きがいも経済成長も」、「住み続けられるまちづくりを」、「平和と公正をすべての人に」の目標達成に寄与します。



※SDGsとは、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称であり、平成28（2016）年～令和12（2030）年の15年間で達成を目指した国際目標です。経済、社会、環境の三側面の統合的な取組により、利益が相反する問題の緩和、行政の効率化・活性化など相乗効果があります。

5. 指標の設定

No.	指標名	現状値 (R 2年度)	目標値 (R 5年度)	主な関連項目						
				重点項目Ⅰ	重点項目Ⅱ	重点項目Ⅲ	政策目標1	政策目標2	政策目標3	政策目標4
1	社会参加している60歳以上の市民の割合	81.4%	84.0%	●			●			
	目標値の設定根拠	高齢社会対策大綱（平成30年2月16日閣議決定）「社会的な活動を行っている高齢者の割合」の数値目標と本市の実績値を基に算出								
2	健康寿命 （日常生活動作が自立している期間の平均）	男性81.49 女性84.43 (令和元年度)	平均自立期間の増加	●			●	●		
	目標値の設定根拠	国の「健康寿命の在り方に関する有識者研究会報告書」を参考に設定								
3	要介護ではない高齢者の割合	86.8%	87.1%	●			●	●		
	目標値の設定根拠	平成29年以降横ばい 介護予防の効果により0.1Pずつの増加を目指す								
4	脳卒中を発症したことによる 要介護認定を受けている人の割合 (国民健康保険加入者 40～74歳)	9.9% (脳出血) 26.2% (脳梗塞) (令和元年度)	減少 減少	●	●		●			
	目標値の設定根拠	脳卒中の発症の原因である高血圧の未受診者が多いため、早期治療につなげることにより、発症の減少を目指す								
5	介護予防に資する介護予防の場への 高齢者の参加率	400か所 6,100人	520か所 7,800人	●	●		●	●		
	目標値の設定根拠	高齢者の通いの場への参加率 令和7年度の国目標値8%を目指す								
6	在宅等での看取り率	10.9% (自宅) 11.7% (老人ホーム) (平成30年度)	11.0% (自宅) 13.3% (老人ホーム)			●		●	●	●
	目標値の設定根拠	自宅死は、全国・県ともに横ばいで推移 老人ホーム死は増加傾向。老人ホームでの看取り対応施設を増やす								
7	成年後見支援センターにおける 高齢者の相談件数	772件 (平成26年度～ 令和2年度平均値)	856件		●			●		
	目標値の設定根拠	772件（平成26年度～令和2年度相談件数平均値）×1.058（広域化による増加率）=817件（令和3年度） 817件×高齢者人口伸び率（R4→1.0104、R5→1.0156）								
8	介護従事者が充足していると感じている 介護サービス事業所の割合	36.2%	50.0%			●			●	●
	目標値の設定根拠	労働者人口が減少し、多くの産業において人材不足が発生している中、前回調査結果（H29 43.5%）を勘案し、目標として全体の半数と設定								
9	ご近所の高齢者を温かく見守り、 必要ときには手助けしている人の割合	54.7%	上昇		●			●		
	目標値の設定根拠	長野市総合計画のアンケート指標。高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる環境に関する質問の結果を指標としたもの。現状値よりも5ポイント以上の上昇を目指す								
10	介護・介助者が認知症状への対応に 不安を感じる割合	24.8%	減少	●			●			
	目標値の設定根拠	認知症の人数は増加していくが、認知症疾患医療センターなど医療面の充実と、チームオレンジなど地域の支え合いの充実により減少を目指す								
11	高齢者が住み慣れた地域で 暮らし続けられる環境が 整っているとと思う市民の割合	45.1%	上昇		●			●	●	●
	目標値の設定根拠	長野市総合計画のアンケート指標。市民の実践状況に関する質問の結果を指標としたもの。現状値よりも5ポイント以上の上昇を目指す								

6. 施策体系

基本理念	重点項目			基本的な政策目標	
<p>住み慣れた地域で支え合い、安心して生活できるまち”ながの” 生きがいを持って、自分らしく、健やかで</p>	<p>● I フレイル予防や介護予防・健康づくり施策の充実、推進</p>	<p>● II 認知症施策の推進 「共生」と 「予防」</p>	<p>● III 令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据えた持続可能な基盤整備</p>	<p>第1章 生きがいづくりと健康づくりの推進</p>	<p>第1章</p>
				<p>第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援</p>	<p>第2章</p>
				<p>第3章 安心して介護サービスが受けられる環境づくりの推進</p>	<p>第3章</p>
				<p>第4章 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備</p>	<p>第4章</p>

地域包括ケアシス

--	--	--	--	--

各 論		I	II	III
1 節 生きがいくりと社会参加	1-1-1 生きがいくりの促進	●	●	
	1-1-2 活躍の場の拡充	●	●	
	1-1-3 高齢者への就労支援	●	●	
2 節 健康づくりの推進	1-2-1 疾病予防と重症化予防	●	●	
	1-2-2 保健事業と介護予防の一体的実施	●	●	●
1 節 質の高い総合相談の体制づくり	2-1-1 地域包括支援センターの体制の充実と機能強化	●	●	●
	2-1-2 介護認定申請時等のニーズに即した総合相談の実施	●	●	
	2-1-3 ケアマネジメント支援の充実	●	●	
2 節 高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保	2-2-1 高齢者の権利擁護の推進		●	
	2-2-2 高齢者福祉サービスの提供	●	●	
3 節 高齢者を支える地域の体制づくり	2-3-1 住民の支え合い活動の強化・再編	●	●	●
	2-3-2 介護予防・日常生活支援総合事業による自立支援	●	●	●
	2-3-3 生活支援体制整備の充実	●	●	●
	2-3-4 インフォーマルサービスの活用促進	●	●	●
4 節 在宅医療と介護の連携	2-4-1 在宅医療・介護連携支援センターの充実・強化	●	●	
	2-4-2 人生会議（ACP アドバンス・ケア・プランニング）の啓発	●	●	
	2-4-3 認知症診断前後の医療と介護の連携	●	●	
	2-4-4 多職種が連携できるICTプラットフォームの構築	●	●	●
5 節 住みよいまちづくりの推進	2-5-1 バリアフリー化の推進		●	
	2-5-2 安全・安心のゆとりのある住生活の確保			●
	2-5-3 生活環境の安全対策の推進			●
1 節 安心して介護サービスが受けられる環境づくりの推進	3-1-1 介護人材の確保と育成			●
	3-1-2 サービスの円滑な提供			●
	3-1-3 介護サービス等の質の向上と適正化の推進			●
	3-1-4 市民・利用者からの意見への対応			●
2 節 災害や感染症対策に係る体制整備	3-2-1 災害への対策			●
	3-2-2 感染症への対策			●
1 節 介護保険サービス基盤の整備	4-1-1 在宅サービス基盤			●
	4-1-2 施設・居住系サービス基盤			●
2 節 介護保険サービス基盤以外の整備	4-2-1 介護保険以外の高齢者福祉施設の整備			●
3 節 高齢者福祉施設等の整備目標	4-3-1 高齢者福祉施設等の整備目標			●

テーマの深化・推進

II 各論

第1章 生きがいつくりと健康づくりの推進

第1節 生きがいつくりと社会参加

高齢者が、学びやボランティア活動、就労などを通して自らの生きがいつくりに取り組み、一人ひとりが豊かな経験と知識・技能を生かして活躍できる環境づくりを推進します。

●生きがいつくりの促進

- ・おでかけパスポート事業
- ・シニアアクティブルーム運営事業
- ・敬老事業
- ・老人憩の家（愛称：いこいの家）運営事業
- ・老人福祉センター運営事業
- ・健康麻将（まーじゃん）講座事業
- ・ふれあい交流ひろば運営事業
- ・温湯温泉湯～ぱれあ 高齢者福祉ゾーン運営事業

●活躍の場の拡充

- ・老人クラブ活動促進事業
- ・公民館における世代間交流事業
- ・ながのシニアライフアカデミー運営事業
- ・保育所における世代間交流事業
- ・高齢者学級開設事業

●高齢者への就労支援

- ・高齢者授産施設就労奨励金支給事業
- ・生涯現役促進地域連携事業
- ・シルバー人材センター

第2節 健康づくりの推進

高齢期では安心して自立した日常生活を送ることができるよう、フレイルや生活習慣病の重症化を防ぎ、心身の特性に応じた保健事業を通じて、健康の保持増進の取組と介護予防を一体的に推進します。

●疾病予防と重症化予防

- ・健康情報等の発信
- ・世代に応じた自殺対策の推進
- ・国民健康保険特定健康診査・特定保健指導
- ・がん検診
- ・国民健康保険人間ドック等助成
- ・歯周疾患検診
- ・後期高齢者健康診査
- ・骨粗しょう症検診
- ・はり、マッサージ費助成事業
- ・総合健康相談
- ・健康づくり活動支援
- ・集団健康教育
- ・保健センター
- ・訪問保健指導・栄養指導

●保健事業と介護予防の一体的実施

- ・KDBシステム等を活用した分析・対象者の把握
- ・高齢者の特性を踏まえた個別支援（ハイリスク者の保健指導）
- ・通いの場等での健康教育・健康相談

第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるための支援

第1節 質の高い総合相談の体制づくり

地域包括支援センター業務の要となる総合相談について、分析・評価を繰り返すことでその質を高め、適切で効果的なサービスを総合的に提供できる体制づくりを推進します。

●地域包括支援センターの体制の充実と機能強化

- ・地域包括支援センター・在宅介護支援センター

●介護認定申請時等のニーズに即した総合相談の実施

- ・総合相談支援事業

●ケアマネジメント支援の充実

- ・ケアマネジャーへの支援

第2節 高齢者の権利擁護と安心・安全な暮らしの確保

認知症などによる判断能力の低下や身体機能の低下により介護が必要な状態になっても、生命や財産が守られ、地域において安心して尊厳を持って生活を送ることができるよう高齢者の権利を擁護します。

●高齢者の権利擁護の推進

- ・高齢者虐待防止の推進
- ・特別措置事業
- ・成年後見制度の利用支援
- ・高齢者向け消費啓発事業

●高齢者福祉サービスの提供

- ・友愛活動への支援
- ・在宅介護者リフレッシュ事業
- ・孤立防止・見守りネットワーク事業
- ・はいかい高齢者家族支援サービス助成事業
- ・緊急通報システム設置事業
- ・「おひとりさま」あんしんサポート事業
- ・配食サービス事業
- ・介護者教室
- ・訪問理容・美容サービス事業
- ・ごみ処理手数料減免
- ・在宅福祉介護料の支給事業

第3節 高齢者を支える地域の体制づくり

様々な地域課題に対して各地区の「介護予防・生活支援検討会」、地域包括支援センターの「地域ケア会議」と連携しながら検討し、地域全体が連携する中で地域支援の取組を推進します。

また、「するを支える」をキーワードに心身共に自立した生活を送ることができる期間（＝健康寿命）を長く保つための介護予防・重度化防止等に取り組みます。介護予防サービスでは、一人ひとり生活課題に対して短期間の集中的な支援や、地域のインフォーマルサービスを含めた効果的なサービスを提供し、地域での自立した生活の継続を支援します。

●住民の支え合い活動の強化・再編

- ・地域たすけあい事業への支援
- ・住民主体通所型サービス
- ・住民主体訪問型サービス
- ・住民主体移動支援サービス

●介護予防・日常生活支援総合事業による自立支援

- ・介護予防・生活支援サービス事業
- ・一般介護予防事業

●生活支援体制整備の充実

- ・生活支援体制整備事業
- ・地域ケア会議

●インフォーマルサービスの活用促進

- ・介護予防把握事業
- ・認知症啓発
- ・介護予防啓発
- ・通いの場の充実・参加促進

第4節 在宅医療と介護の連携

地域の医師会等の多職種と緊密に連携しながら、医療と介護の円滑な連携をさらに進めるとともに、可能な限り、在宅生活を継続するための体制づくりを目指します。

●在宅医療・介護連携支援センターの充実・強化

- ・在宅医療・介護連携推進事業

●人生会議（ACP アドバンス・ケア・プランニング）の啓発

- ・市民・介護関係者への啓発

●認知症診断前後の医療と介護の連携

- ・認知症の本人・家族への支援

●多職種が連携できるICTプラットフォームの構築

- ・ICTプラットフォームの構築
- ・包括的・継続的ケア体制の構築

第5節 住みよいまちづくりの推進

高齢者や障害者が安全・安心に生活し、社会参加できるようバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、高齢者が自立して生活できるような住宅の確保や公共交通機関の整備に取り組みます。また、関係機関との連携のもとに、地域住民の協力を得て、交通事故、災害等から高齢者を守るための対策を講じます。

●バリアフリー化の推進

- ・建築物のバリアフリー化推進
- ・高齢者に配慮したまちづくり
- ・歩車道段差解消事業
- ・公共交通機関の整備

●安全・安心のゆとりある住生活の確保

- ・福祉住宅建設資金融資事業
- ・市営住宅等高齢者対策事業
- ・住宅情報提供事業
- ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録による住宅の安定確保
- ・高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）生活援助員派遣事業
- ・要介護被保険者等住宅整備事業

●生活環境の安全対策の推進

- ・高齢者交通安全教育・事故防止対策事業
- ・避難行動要支援者対策事業
- ・避難行動要支援者名簿の提供
- ・福祉避難所
- ・高齢者福祉サービス台帳の整備

第3章 安心して介護サービスが受けられる環境づくりの推進

第1節 安心して介護サービスが受けられる環境づくりの推進

高齢化に伴う介護ニーズの増加に対応し、被保険者が必要に応じて適切なサービスを受けることができるよう、サービス提供体制の確保・充実に努めます。また、利用者が良質な事業者を選択して、満足度の高いサービスを受けられるよう、介護サービス情報などの提供やサービス利用料などの負担軽減を行い介護サービス利用の利便性を高めるとともに、事業者などに対する研修、指導・監査、助言などを行います。

●介護人材の確保と育成

- ・サービス提供を担う人材の確保
- ・サービス提供を担う人材の育成

●サービスの円滑な提供

- ・市民への情報提供
- ・介護保険料の減免等
- ・介護保険事業者への情報提供
- ・介護サービス利用料の軽減及び減免
- ・公正で迅速な要支援・要介護認定

●介護サービス等の質の向上と適正化の推進

- ・サービス事業者への助言・指導・監査
- ・介護サービス等適正化

●市民・利用者からの意見への対応

- ・各種相談・意見への対応

第2節 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の自然災害の発生状況や、新型コロナウイルス・インフルエンザ等の感染症の流行を踏まえ、高齢者を含めた全ての人が安全に生活できるよう、県・関係機関等と連携し防災や感染症対策に必要な体制の整備に努めます。

●災害への対策

●感染症への対策

第4章 適切な介護サービス等を提供するための基盤整備

第1節 介護保険サービス基盤の整備

可能な限り在宅での生活を続けられるように在宅サービスの充実を図り、並行して在宅生活が困難な人のために、施設・居住系サービスの基盤整備を図ります。特に、地域包括ケアシステムの拠点となる地域密着型サービスの拡大を図ります。

第2節 介護保険サービス基盤以外の整備

高齢者が一人ひとりの生活ニーズに合った住宅に居住し、その中で様々な生活支援や介護保険サービス等を利用しながら自分らしい生活を送ることができるよう、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者福祉施設等についても良質な住まいが適切に供給される環境づくりに努めます。

第3節 高齢者福祉施設等の整備目標

本計画期間中の整備水準の維持確保及び保険料への影響並びに介護老人福祉施設への入所申込者の状況、日常生活圏域における有料老人ホーム等の設置状況などを勘案し、整備目標を設定しています。

施設類型	令和2年度末の状況（見込み）	第八期整備計画	令和5年度整備目標
介護保険施設（定員）			
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	1,671人	34人	1,705人
介護老人保健施設	1,324人	51人	1,375人
介護療養型医療施設	191人	医療院・老健等 への転換	(191人)
介護医療院	60人	—	60人
地域密着型施設（定員）			
認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	834人	36人	870人
地域密着型介護老人福祉施設 （小規模特別養護老人ホーム）	609人	58人	667人
地域密着型特定施設 （小規模介護付有料老人ホーム等）	247人	29人	276人
特定施設入居者生活介護（定員）	615人	150人	765人

III 介護保険給付費等の推計

介護（予防）給付費は、施設利用者数の推計及び居宅サービス見込量から推計しています。特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び審査支払手数料は、実績を基に計画期間中のサービス見込量の伸び等を勘案して推計しました。地域支援事業費は、高齢者人口の増加等を勘案するとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、計画期間に積極的に取り組む事業の見込量から推計しています。

(単位：千円)

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 22年度
合 計 (①+②)	34,213,040	34,916,446	35,620,579	36,552,717	51,209,244
① 標準給付費	32,427,049	33,045,191	33,589,281	34,417,230	48,735,239
介護給付費	30,960,368	31,636,779	32,158,632	32,954,823	46,715,450
特定入所者 介護サービス費	744,735	681,595	692,352	707,726	977,465
高額介護 サービス費	636,568	639,801	649,906	664,329	917,535
高額医療合算 介護サービス費	57,746	58,854	59,784	61,110	84,402
審査支払手数料	27,632	28,162	28,607	29,242	40,387
② 地域支援事業費	1,785,991	1,871,255	2,031,298	2,135,487	2,474,005

(参考) 第八期長野市介護保険料

段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者、又は老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の人 世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額 の合計が80万円以下の人	基準額×0.45 (基準額×0.30)	30,610円 (20,410円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額 の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.675 (基準額×0.50)	45,920円 (34,020円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の公的年金等収入金額と合計所得金額 の合計が120万円を超える人	基準額×0.75 (基準額×0.70)	51,030円 (47,620円)
第4段階	世帯の中に市民税課税者があり、本人は市民税非課税で、前年の公的年金等収入 金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.875	59,530円
第5段階 (基準額)	世帯の中に市民税課税者があり、本人は市民税非課税で、前年の公的年金等収入 金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額	68,040円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15	78,240円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.275	86,750円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.50	102,060円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	基準額×1.70	115,660円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.90	129,270円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.00	136,080円

※第1段階～第3段階の()内は、低所得者保険料軽減措置適用後

あんしんいきいきプラン 2 1

【概要版】

第九次長野市高齢者福祉計画

第八期長野市介護保険事業計画

令和3年3月策定

発行／長野市 令和3年5月

編集／長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

長野市保健福祉部地域包括ケア推進課

長野市保健福祉部介護保険課

長野市保健所健康課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町 1613 番地

ホームページ <http://www.city.nagano.nagano.jp>